

一般社団法人

日台政策研究所会報

第4,5号

合併号

2022年7月31日発行

目次

【特別寄稿】

追悼 故安倍晋三元首相

理事長 松尾剛次 1

【査読論文】

日本領台湾における公訴時効制度の考察

高橋孝治 2

The Current Status and Future Challenge of Taiwan Colorectal Cancer Screening Program

台湾結腸直腸癌スクリーニングプログラムの現状と将来の課題

Sherry Yueh-Hsia Chiu^{1,2} and Han-Mo Chiu³ / 邱月暇 邱瀚模 21

【コラム】

台湾の歴史

松尾剛次 31

【連載】

台湾随想2 台湾語

中澤信幸 34

【活動報告】2021～2022年

36

【所員近況】

37

【事務連絡】

39

【編集後記】

39

【特別寄稿】

追悼 故安倍晋三元首相

理事長 松尾剛次

去る7月8日、安倍晋三元首相が奈良において殺害された。凶徒の模造銃により後ろから撃たれ、病院へ搬送されたが、手術の甲斐なく亡くなったという。銃規制の厳しい日本で、演説中に、しかも護衛が警備しているさなかの凶行であり、慚愧に耐えない。心から哀悼の意を捧げたいと思う。

故安倍元首相は、日本政界における重鎮にして実力者であるが、日台関係を強化するうえでも大いに貢献されてきた。昨年のコロナワクチンの台湾への供与においても大いに尽力されたという。また、中国の台湾統一への動きに関しても、「台湾有事は日本の有事」と発言して、論議を起すなど、日台関係の強化を願ってこられた政治家である。

本研究所も日台友好の強化を目指しており、安倍氏を失った喪失感は極めて大きいものがある。ここに研究所を代表して、追悼文を寄せる次第である。ご冥福をお祈りしたい。

【査読論文】

日本領台湾における公訴時効制度の考察

高橋孝治

台湾・淡江大学 日本政経研究所 訪問研究員

立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

【要旨】公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定の法定期間が経過した場合、被疑者に対して刑事訴訟の提起ができなくなるという制度である。一般的に、植民地では宗主国による統治に対して反対運動が起こることがあり、宗主国政府はそのような運動を弾圧するが、単なる時の経過のみで宗主国政府にとっての「犯罪者」を法的に処罰できなくなるという公訴時効の規定はこのような場合に「邪魔な規定」となる。このため、植民地には公訴時効に関する規定が置かれていない、または置かれていても運用で停止する場合がある。本稿は、日本の植民地のうち、台湾における公訴時効制度を検討するものである。

本稿の結論としては、以下のように指摘する。日本領台湾においては、その初期には「匪徒」による「動乱」などが激しく、「匪徒刑罰令」にしても、公訴時効のような制度は導入されていなかった。しかし、武器を放棄し正業に就く意思のある「匪徒」は罰せず、懐柔するなど、公訴時効制度の精神に通じる運用もあった。後に、日本領台湾でも、明治刑訴法や大正刑訴法が施行されるが、これ以降は、判例を見る限り、少なくとも公訴時効制度に関して、台湾人であることを理由に差別的取扱いがあったようには見られない。このことは、人口に対する犯罪者の割合についても同様に言える。すなわち、日本領台湾では少なくとも公訴時効制度の運用において日本（内地）人と台湾人の間に差別的取扱いはなかったのではないかと結論づける。

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を意味する。

1. はじめに

1. 1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定の法定期間が経過した場合、被疑者に対して刑事訴訟の起訴ができなくなるという制度である¹。公訴時効制度は、「現在、多くの国々で市民権を得た制度」と言われている²。

¹ 渥美東洋『刑事訴訟法』（新版補訂）有斐閣、2001年、286頁。小林充『刑事訴訟法』（新訂版）立花書房、2009年、130頁。

² 道谷卓（1994）「公訴時効——歴史的考察を中心として——」『関西大学法学論集』（43

ところで、日本はかつては5つの植民地を持っており³、植民地には日本内地法⁴を直接適用する場合もあったが、独自の法や運用も存在していた。本稿は、日本のかつての植民地のうち、台湾における公訴時効制度について検討することを目的とする。日本領台湾と取扱いが近い植民地として日本領朝鮮がある。そして、日本領朝鮮においては、刑事訴訟中の公訴時効制度の法律判断においては、日本（内地）人と朝鮮人の間に適用の差異は見られないものの、年々日本領朝鮮における日本（内地）人の人口に対する刑事訴追された者の割合は不自然に減少していき、朝鮮人の人口に対する刑事訴追された者の割合は不自然に増加しているという現象が確認できる⁵。これは、統治者である日本国政府が、日本領朝鮮において、日本人の犯罪に対しては徐々に寛容的になり、朝鮮人の犯罪に対しては徐々に厳格に接していったのではないかという、被疑者の出自で刑事裁判における法の適用に差別的取扱いがあったのではないかという疑義を示している。では、日本領台湾においてはどうかであったのであろうか。これを探るのが本稿の目的である。

1. 2. 先行研究の検討

日本のいわゆる外地法は、日本法制史の一部であるはずにもかかわらず、研究の蓄積が多い分野とは言えない。そんな中であって、台湾は日本にとって初めての植民地であったためか日本領台湾については比較的多くの研究成果が存在する。

代表的な日本語文献では、後藤武秀『台湾法の歴史と思想』（法律文化社、2009年）や王泰升（後藤武秀＝宮畑加奈子（訳））『日本統治期台湾の法改革』（東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2010年）、王泰升『台湾法における日本的要素（日本学叢書14）』（国立台湾大学出版中心、2014年）などがある。その他、浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、2008年）21～122頁収録の「台湾の領有と住民の地位」という編や浅野豊美＝松田利彦（編）『植民地帝国日本の法的構造』（信山社、2004年）も先行研究として挙げられる。特に浅野豊美＝松田利彦（編）『植民地帝国日本の法的構造』の33～84頁収録の文竣暎「植民地司法制度の形成と帝国への拡散——初期台湾型

卷5号）関西大学、p. 73。

³ 「植民地」とは、宗主国に従属するものの、宗主国とは異なる法が適用される空間をいう（法令用語研究会（編集執筆）『有斐閣 法律用語辞典』（第3版）有斐閣、2006年、751頁の「植民地」の項目）。日本には本土（北海道、本州、四国、九州およびその付属諸島）と異なる法が適用される空間として、台湾、朝鮮、樺太、関東州および南洋群島の5つがあった（新井勉＝蕪山巖[ほか]『ブリッジブック近代日本司法制度史』信山社、2011年、252頁）。

⁴ 本来的には「宗主国法」と呼ぶべきかもしれないが、こと日本に関しては、大日本帝国憲法施行時に日本の領域であった空間を「内地」と、前掲註(3)で述べた5つの植民地を「外地」と呼んだ（法令用語辞典（編集執筆）・前掲註(3)p. 119の「外地」の項目。新井勉＝蕪山巖[ほか]・前掲註(2)p. 252）。

⁵ 高橋孝治「日本領朝鮮における公訴時効制度の考察」『LAW AND PRACTICE』（14号）早稲田大学法科大学院、2020年、20～24頁。

司法制度の成立に至る立法過程を中心に」や245～273頁収録の洪郁如「植民地の法と慣習——台湾社会の女兒取引をめぐる諸問題」は日本領台湾の法に関する先行研究である。

また台湾で流通している先行研究としては、先にあげた王泰升（後藤武秀＝宮畑加奈子（訳））『日本統治期台湾の法改革』の原書である王泰升『台湾における日本統治時代の法改革 [台湾日治時期的法律改革]』（修訂2版）（聯經、2014年）がある。また、日本領台湾における裁判所に関する研究として王泰升『法院へ行こう——日本統治下台湾の司法の正義観の変遷 [去法院相告——日治台湾司法正義観的轉型]』（國立臺灣大學出版中心、2017年）がある。しかし、残念ながらこれらの先行研究は、日本領台湾における法の特徴や動向を検討しているのではあるが、公訴時効制度については言及していない。

また、日本における公訴時効制度の歴史的変遷を研究したものには、道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」（『関西大学法学論集』（43巻5号）関西大学、1994年、72～155頁収録）や原田和往「公訴時効制度の歴史的考察」（『早稲田法学会誌』（54巻）早稲田大学法学会、2004年、165～214頁収録）がある。しかし、これらはいわゆる日本の内地法にのみ焦点を当て、植民地法には言及していない。結果として、日本領台湾における公訴時効制度を正面から研究した先行研究は存在しないことになる。

なお、「研究」とは言えないものの、日本領台湾における法制度についての調査録に外務省条約局法制課（編）『臺灣の委任立法制度（「外地法制誌」第3部の1）』（外務省条約局法制課、1959年）や外務省条約局法制課（編）『律令総覧（「外地法制誌」第3部の2）』（外務省条約局法制課、1960年）、外務省条約局法規課（編）『日本統治下50年の台湾（「外地法制誌」第3部の3）』（外務省条約局法規課、1964年）などがある。先行「研究」ではないが、日本領台湾の法に触れる際にはこれらの資料も重要である。

1. 3. 議論の前提——日本領台湾の概要

台湾は、台湾本島および澎湖諸島、馬祖列島などからなり、もともと東南アジアの民族と近い文化を持つ民族が暮らしていた⁶。台湾はいわゆる中国大陸と近いこともあり、中国大陸の隋や唐の時代には相当数、中国大陸から澎湖諸島へ移住した者もいたとされている⁷。1621年にジャワのバタビアにオランダ人が設立した東インド会社が北進し澎湖島を占領した。これに対し、中国大陸の明朝が、1624年にオランダ人による台湾占領を認めて澎湖島を放棄させたため、台湾、特にその南部はオランダ東インド会社の管轄に置かれることになった。また、1626年には台湾北部をスペインの艦隊が占領した⁸。その後、中国大陸の明朝滅亡の際に、鄭成功という者が1661年に台湾に渡って来て、1662年から台湾の統

⁶ 王泰升（後藤武秀＝宮畑加奈子（訳））『日本統治期台湾の法改革』東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2010年、21～22頁。

⁷ 外務省条約局法規課（編）『日本統治下50年の台湾（「外地法制誌」第3部の3）』外務省条約局法規課、1964年、12頁。

⁸ 外務省条約局法規課（編）・前掲註(7)12頁。

治を行ったが、1683 年には中国大陸の清朝がやってきて鄭氏政権は消滅した⁹。こうして、台湾は清朝に統治されることになるのである。

1868 年（明治元年）に明治維新により近代化を果たした日本は帝国主義への道を進み、日清戦争（1894 年（明治 27 年）～1895 年（明治 28 年））、日露戦争（1904 年（明治 37 年）～1905 年（明治 38 年））に勝利した。そして、日清戦争終結により 1895 年（明治 28 年）4 月 17 日に日清講和条約（「下関条約」、「馬関条約」ともいう。以下「下関条約」で統一する）が締結された。下関条約第 2 条は以下のように規定した。「清國ハ左記ノ匪地ノ主權並ニ該地方ニ在ル城壘兵器製造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割與ス……ニ 臺灣全島及其ノ附屬諸島嶼 三 澎湖列島即英國『グリーンウィチ』東經百十九度乃至百二十度北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼」¹⁰。この下関条約第 2 条により、1895 年（明治 28 年、光緒 21 年）4 月 17 日より日本領台湾が誕生した。もともと、これはあくまで権利上のみの話であった。下関条約第 5 条は以下のように規定している。「(第 1 項) 日本國へ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ右割與セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スル者ハ自由ニ其ノ所有不動産ヲ賣却シテ退去スルコトヲ得ヘシ其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二個年間ヲ猶豫スヘシ但シ右年限ノ滿チタルトキハ未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本國ノ都合ニ因リ日本國臣民ト視為スコトアルヘシ (第 2 項) 日清兩國政府ハ本約批准交換後直チニ各一名以上ノ委員ヲ臺灣省へ派遣シ該省ノ受渡ヲ為スヘシ而シテ本約批准交換後二個月以内ニ右受渡ヲ完了スヘシ」¹¹。下関条約第 5 条第 2 項を受けて、同年 5 月 8 日に中国大陸の山東省芝罘で批准書の交換がなされ、同月 10 日には海軍大将である樺山資紀が台湾の台湾総督に任命され現地へ派遣され、樺山資紀は、同年 6 月 2 日に清朝の全権委任である李経芳から台湾の授受を受けた¹²。こうして実態上も日本領台湾が開始することになる。

しかし、その後、1941 年（昭和 16 年）12 月 8 日の日本軍による真珠湾攻撃により太平洋戦争が勃発し、この太平洋戦争の結果、1945 年（昭和 20 年）8 月 15 日に日本は「日本への降伏要求の最終宣言（いわゆる「ポツダム宣言）」を受諾し、同年 9 月 2 日には日本は「降伏文書」に調印がなされた。台湾においては、同年 10 月 25 日に、台湾総督である安藤利吉と中華民國台湾省行政長官である陳儀との間で降伏文書に署名がなされ、同日、日本領台湾は消滅した。

また、後の 1951 年（昭和 26 年）9 月 8 日に調印された「日本国との平和条約（いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）。日本では「昭和 27 年条約第 5 号」。1952 年 4 月 28 日発効）第 2 条 (b) で「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定された。この規定により、国際法上も日本領台湾は消滅した。

⁹ 後藤武秀『台湾法の歴史と思想』法律文化社、2009 年、4 頁。

¹⁰ 「調印書（附属地図あり）」（外務省外交史料館所蔵、請求記号：C5_1）4～5 枚目。

¹¹ 「調印書（附属地図あり）」・前掲註(10)7～8 枚目。

¹² 田中一二（編輯）『臺灣年鑑（1924）』臺灣通信社出版部、1924 年、49 頁（筆者は復刻版である『植民地年鑑（27）台湾年鑑 1』日本図書センター、2001 年、49 頁にて確認）。

2. 日本領台湾における公訴時効制度

2. 1. 日本領台湾における法体系

日本領台湾における法とはどのようなものであったのであろうか。まずはこれを確認する。日本は1895年（明治28年）4月17日から台湾の領有を開始し、同年5月10日の樺山資紀の台湾派遣から実態上も台湾統治を開始した。しかし、当時の台湾では日本統治に反対する者らによる「動乱」が続いており、これを鎮圧することが課題となっていた時期であり、まず台湾で日本軍による軍政が行われた¹³。そして、同年6月14日に臺灣事務局官制が公布され（明治28年勅令第74号）、内閣に台湾の諸般の事務を管理する台湾事務局が設置され、同月17日に現地で台湾を統治するための機関として台湾総督府が台湾に設置された（軍令としての「臺灣総督府假條例」は5月21日に発布。「臺灣總督府條例」は、後の1896年（明治29年）3月31日勅令第88号公布、翌日4月1日施行）¹⁴。

また、1895年（明治28年）6月28日には「地方官假官制」が決裁され、これにより台湾においては各県の内務部で民事裁判が（第20条）、警察部で刑事裁判が行われることとなった（第21条）。しかし、まだ台湾において日本統治に反対する「動乱」を鎮圧しきっておらず、各県では裁判を行う余裕はなかったとも指摘されている¹⁵。そして、同年7月6日には「臺灣人民軍事犯処分令」が発布され、次いで8月6日には「地方官假官制」が停止され、やはり陸軍が裁判を行うことになった¹⁶。しかし、さらに同年10月7日には「臺灣總督府法院職制」が公布され（明治28年日令第11号、同月20日施行）、台湾総督府に

¹³ 外務省条約局第三課『外地法令の概要（「外地法制誌」第2部）』外務省条約局第三課、1957年、24頁。後藤武秀・前掲註(9)9頁。田中一二（編輯）・前掲註(12)50～51頁（筆者は復刻版である『植民地年鑑（27）台湾年鑑1』・前掲註(12)50～51頁にて確認）。

¹⁴ 外務省条約局第三課・前掲註(13)24頁。

¹⁵ 外務省条約局法規課（編）『日本統治下50年の台湾（「外地法制誌」第3部の3）』外務省条約局法規課、1964年、117頁。また、裁判が行われても、強盗などの行為に対しては、憲兵の書類と被告人の自白のみで有罪となるなど公平な裁判が行われているのか疑わしい実態があった。例えば、台北地方法院刑事判決、明治28年第1号や明治29年第7号などである（「日治法院档案資料庫（國立臺灣大學）ウェブサイト」

（<http://tccra.lib.ntu.edu.tw>）による「日治法院檔案，臺北地院，刑事判決原本明治28-29年第1冊，第21頁，明治28年第1號

（http://tccra.lib.ntu.edu.tw/tccra_develop/record.php?searchClass=all&id=tu1642&now=21）」、「同上，第22頁，明治28年第1號

（http://tccra.lib.ntu.edu.tw/tccra_develop/record.php?searchClass=all&id=tu1642&now=22）」、「同上，第97頁，明治29年第7號

（http://tccra.lib.ntu.edu.tw/tccra_develop/record.php?searchClass=all&id=tu1642&now=97）」、「同上，第98頁，明治29年第7號

（http://tccra.lib.ntu.edu.tw/tccra_develop/record.php?searchClass=all&id=tu1642&now=98）」。

¹⁶ 外務省条約局法規課（編）『日本統治下50年の台湾（「外地法制誌」第3部の3）』外務省条約局法規課、1964年、57頁、117頁。

法院が設立され（第 1 条）台湾住民の犯罪および民事訴訟を審判が行われることとなった（第 2 条）。現存する資料からは、この法院が処理した犯罪などはどれも 1895 年（明治 28 年）7 月以降に発生した事件であり¹⁷、日本領台湾が開始される前に発生した犯罪などについてどのように処理していたのかは定かではない。

また、1896 年（明治 29 年）3 月 31 日には軍政期が終わり、「臺灣總督府條例」の施行に伴い、同年 4 月 1 日から日本領台湾は民政期に移行した¹⁸。これに合わせて、台湾に適用する法律も問題となるようになり、1896 年（明治 29 年）3 月 31 日に「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」が公布された（明治 29 年法律第 63 号、翌日 4 月 1 日施行。通称「六三法」。以下「六三法」という）。六三法第 1 条は「臺灣總督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得」と規定し、さらに第 5 条は「現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定した。これらの規定によって、台湾総督が台湾における立法に相当する命令を出せ、勅令があれば日本内地の法律が台湾にも適用されることとなった。そして、六三法第 1 条に基づく最初の命令として制定されたのが、「臺灣總督府法院條例」（1896 年（明治 29 年）5 月 1 日律令第 1 号公布、同日施行）であった。なお、「臺灣總督府法院條例」第 2 条および第 3 条により、このときから台湾の裁判は、下から地方法院、覆審法院、高等法院の三審制とされた。もっとも、1898 年（明治 31 年）7 月 19 日に「臺灣總督府法院條例」が改正され（明治 31 年律令第 16 号）、これ以降は台湾の司法は地方法院、覆審法院の二審制となった（第 2 条～第 4 条）。

ところで、六三法は、もともと 3 年間の時限立法であったが（六三法第 6 条）、3 度延長をして、1907 年（明治 40 年）1 月 1 日に廃止となり、同日からは新しい「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」（1906 年（明治 39 年）4 月 11 日法律第 31 号公布。通称「三一法」。以下「三一法」という）が施行された。なお、三一法第 1 条は「臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」と、第 4 条は「法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定していた。

そして、三一法施行後の 1919 年（大正 8 年）8 月 10 日に二審制になったはずの台湾の司法制度が再び三審制へと復帰することになる。「臺灣總督府法院條例」が再び改正され（1919 年（大正 8 年）8 月 8 日律令第 4 号公布、同月 10 日施行）、地方法院、高等法院の二級制で（第 2 条）、高等法院がさらに覆審部と上告部に分けられることになり（第 4 条）、二級三審制となったのである。

¹⁷ 「日治法院档案資料庫（國立臺灣大學）ウェブサイト」・前掲註(15)による「同上，第 17 頁，明治 28 年第 1 號

（http://tccra.lib.ntu.edu.tw/tccra_develop/record.php?searchClass=all&id=tu1642&now=17）、「同上，第 3 頁

（http://tccra.lib.ntu.edu.tw/tccra_develop/record.php?searchClass=all&id=tc1636&now=3）など。

¹⁸ 王泰升・前掲註(6)77 頁。

また、また時限立法であったはずの三一法が六三法と同様に施行期間が延長されたものの、1922年（大正11年）1月1日に三一法は廃止され、同時にさらに新しい「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」（1921年（大正10年）3月15日法律第3号公布。通称「法三号」。以下「法三号」という）が施行された。法三号第1条第1項は「法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定していた。一応、六三法、三一法、法三号については、六三法、三一法は日本領台湾が日本にとって特別な法が施行されている地域であることを前提としており、法三号については、日本領台湾を内地の延長と見るとを前提として立法されているなどの差異があるとされている¹⁹。しかし、結局法三号第1条第1項を見ても、日本領台湾に日本内地の法律が直接適用されたわけではなく、別途勅令が必要であったため、前掲註(3)で述べたように、宗主国たる日本内地とは異なる法域を構成する地域であり、日本領台湾は一貫して日本の「植民地」であったと言えよう。もっとも、2. 2. 以下で述べるように、公訴時効制度に関する規定について見ると、基本的に日本内地の法が適用されているため、特別統治か内地延長かの問題は本稿の主題とは関連が薄いため、これ以上は触れないこととする。

なお、司法の二級三審制と法三号は日本領台湾が消滅するまで用いられた。

2. 2. 日本領台湾の軍政期における公訴時効の根拠たる規定

2. 1. では、日本領台湾の法体系そのものを概観した。それでは具体的な日本領台湾における公訴時効制度に関する規定はどのようになっていたのだろうか。本節と、次節では日本領台湾における具体的な公訴時効制度の規定を見ていく。

まずは、日本領台湾がはじまる1895年（明治28年）5月頃から六三法が施行される前日である1896年（明治29年）3月31日までのいわゆる軍政期の規定を見ていく。軍政期の日本領台湾においては、「臺灣住民刑罰令」（1895年（明治28年）11月17日日令第21号公布、同月20日施行）、「臺灣住民治罪令」（1895年（明治28年）11月17日公布、同月20日施行）「臺灣人民軍事犯処分令」（1895年（明治28年）11月17日公布、同月20日施行）などが制定されていた。しかし、これらの規定には公訴時効制度に類する規定は一切存在しない。一応、「臺灣住民刑罰令」第3条が「(第1項) 此刑罰令ニ正條ナキ所爲ト雖モ帝國陸海軍刑法及ヒ普通刑法ニ正條アルモノハ之ヲ罰スルコトヲ得 (第2項) 但其刑ハ輕重を斟酌シテ此刑罰令ノ刑ヲ適用ス」と規定しており、日本本土の法令を適用する余地を残している。しかし、これは「刑法」に相当する「臺灣住民刑罰令」が「帝國陸海軍刑法及ヒ普通刑法ニ正條アルモノハ之ヲ罰スルコトヲ得」と表現しているのであり、日本で公訴時効制度を定めていた「治罪法」や「刑事訴訟法」に相当する「臺灣住民治罪令」には日本内地の法令を準用する規定を置いていないことから公訴時効制度に関する規定が台湾で施行されていたとは考えられない。

¹⁹ 後藤武秀・前掲註(9)10～11頁。

2. 3. 日本領台湾の民政期以降における公訴時効の根拠たる規定

日本領台湾では、1896年（明治29年）4月1日から民政期になるとは2. 1. でも述べた。これによって「臺灣ニ於ケル犯罪處斷ノ件」が制定された（明治29年8月14日律令第4号発布、同日施行）。「臺灣ニ於ケル犯罪處斷ノ件」は「臺灣ニ於ケル犯罪ハ帝國刑法ニ依リ之ヲ處斷ス但其條項中臺灣住民ニ適用シ難キモノハ別ニ定ムル所ニ依ル」と規定し、日本内地の刑法が原則として台湾に適用されることになった。しかし、ここではやはり「刑事訴訟法」には言及がなく、引き続き訴訟手続きに関しては「臺灣住民治罪令」が効果を持っていたものと思われる。

さらに、1898年（明治31年）7月16日には「民事商事及刑事ニ關スル律令」が発布された（明治31年律令第8号、同日施行）。「民事商事及刑事ニ關スル律令」第1条は「民事商事及刑事ニ關スル事項ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法及其附屬法律ニ依ル但左ニ掲クル事項ハ別ニ定ムルマテ現行ノ例ニ依ル 一 本島人及清國人ノ外ニ關係者ナキ民事及商事ニ關スル事項 二 本島人及清國人ノ刑事ニ關スル事項」と規定し、同時に「臺灣ニ於ケル犯罪處斷ノ件」は廃止された（第4条）。これにより、一応、台湾人や清国人のみが関与する犯罪以外については日本内地の刑事訴訟法（1890年（明治23年）10月6日法律第96号公布、同年11月1日施行。以下「明治刑訴法」という）が適用されることとなり、台湾で公訴時効制度が適用されるようになったと言える。なお、ここにあるように、台湾人および清国人のみが関与する犯罪についてはそれまでの現行の例、すなわち現地の慣習により処理がなされていた。このため、例えば、台湾人の夫から妻への暴力に対して、台湾本島の家族制度について、妻は常に夫の保護監督の下にあり、夫は妻の非行に対して懲戒をし、殺傷しない程度に殴打することは家庭を治めるための適当な行為として一般的に認められた慣習であるとして無罪とした例がある（明治38年11月11日判決）²⁰。そして、さらに1908年（明治41年）8月28日には「臺灣刑事令」が制定され（明治41年律令第9号、同年10月1日施行）、その第1条は「刑事ニ關スル事項ハ刑法、刑法施行法及刑事訴訟法ニ依ル」と日本内地の刑事訴訟法の適用が条文上例外なくなされるようになった。

それでは、1898年（明治31年）7月16日から台湾人・清国人以外がかかわる刑事事件について適用された、また1908年（明治41年）10月1日から日本領台湾で全面的に適用された明治刑訴法における公訴時効制度の規定とはどのようなものだったのであろうか。この条文は以下の通りである。

明治刑訴法

第6条 公訴ヲ爲スノ權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

²⁰ 『臺法月報』（2巻8号）臺法月報社、1908年、41～43頁（筆者は復刻版である小森恵（編）『台湾総督府 覆審・高等法院 編纂【覆審・高等法院判例】補遺（2）』文生書院、1997年、307～309頁で確認）。

.....

第六 時効

第7条 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

.....

第三 時効

第8条 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就ス

第一 違警罪ハ六月

第二 輕罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

第9条 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セスシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第10条 公訴、私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第11条 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期限ヲ起算ス

第12条 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規則ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スル時ハ時効ノ期限ノ經過ヲ中斷スル効ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スル時ハ此限ニ在ラス

また、日本内地の刑法は、1880年（明治13年）7月17日に公布され（明治13年太政官布告第36号）、1882年（明治15年）1月1日から施行されていた。しかし、この刑法が1908年（明治41年）10月1日に廃止され、同日に新しい「刑法」が施行された（1907年（明治40年）4月24日法律第45号公布）。これに対応するために、明治刑訴法は、1908年（明治41年）3月28日に一部改正された（明治41年法律第29号、同年10月1日施行）。この一部改正後の明治刑訴法第8条の規定は以下の通りである。

第 8 条 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ経過スルニ因テ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 五 刑法第 185 条ノ罪ニ付テハ一年
- 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

また、明治刑訴法は 1922 年（大正 11 年）5 月 4 日公布で全面改正されることになる（大正 11 年法律第 75 号公布、1924 年（大正 13 年）1 月 1 日施行。以下「大正刑訴法」という）。この大正刑訴法における公訴時効制度の規定は以下の通りである。

大正刑訴法

第 281 条 時効ハ左ノ期間ヲ経過スルニ因リテ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ五年
- 五 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 六 刑法第 185 条ノ罪ニ付テハ六月
- 七 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第 282 条 二以上ノ主刑ヲ併科シ又ハ二以上ノ主刑中其ノ一ヲ科スヘキ罪ニ付テハ其ノ重キ刑ニ從ヒ前条ノ規定ヲ適用ス

第 283 条 刑法ニ依リ刑ヲ加重又ハ輕減スヘキ場合ニ於テハ加重又ハ輕減セサル刑ニ從ヒ第 281 条ノ規定ヲ適用ス

第 284 条 時効ハ犯罪行為ノ終リタル時ヨリ進行ス

2 共犯ノ場合ニ於テハ最後ノ行為ノ終リタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時効ノ期間ヲ起算ス

第 285 条 時効ハ公訴ノ提起、公判若ハ予審ノ処分又ハ第 255 条ノ規定ニ依リ為シタル判事ノ処分ニ因リ中断ス但シ其ノ手續規定ニ違反シタル為無効ナルトキハ此ノ限リニ在ラス

2 共犯ノ一人ニ對シテ為シタル手續ニ因ル時効ノ中断ハ他ノ共犯ニ對シ其ノ効力ヲ有ス

第 286 条 時効ハ中断ノ事由終了シタル時ヨリ更ニ進行ス

第 287 条 時効ハ第 305 条第 1 項 2 号ノ規定ニ依リ予審手續ヲ中止シ又ハ第 352 条ノ規定ニ依リ公判手續ヲ停止シタル期内ハ進行セス

第 314 条 左ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

……

四 時効完成シタルトキ

……

この大正刑訴法は、日本内地では、1948 年（昭和 23 年）7 月 10 日に新しい刑事訴訟法が公布され（昭和 23 年法律第 131 号公布）、1949 年（昭和 24 年）1 月 1 日の施行に合わせて失効することになる（以下「戦後刑訴法」という）。しかし、これは日本領台湾が消滅した後の話である。

2. 4. 日本領台湾における公訴時効制度を概観して——中間的考察

日本領台湾における公訴時効制度を概観すると、1898 年（明治 31 年）7 月 16 日や 1908 年（明治 41 年）10 月 1 日からは明治刑訴法や大正刑訴法なりが適用されているため、日本領台湾の全期間で見るとその大部分は日本内地と同じ条文が適用されていたとすることができる。そこで、注視すべきなのは軍政期における規定ということになる。

軍政期に日本領台湾で施行されていた規定である「臺灣住民刑罰令」、「臺灣住民治罪令」、「臺灣人民軍事犯処分令」には公訴時効制度的な規定は設けられていない。そればかりか日本領台湾初期には日本統治に抵抗する者による「動乱」が激しすぎたために、民政期になり「民事商事及刑事ニ關スル律令」が施行された後であるにもかかわらず、「匪徒刑罰令」が制定された（1898 年（明治 31 年）11 月 5 日律令第 24 号公布、同日施行）。「匪徒刑罰令」第 1 条は、以下のように規定していた。「何等ノ目的ヲ問ハス暴行又ハ脅迫ヲ以テ其目的ヲ達スル爲多数結合スルヲ匪徒ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス 一 首魁及教唆者ハ死刑ニ處ス 二 謀義ニ參與シ又ハ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス……」。このように、暴行や脅迫を目的として人が集まることのみでその首謀者や教唆者、指揮者を死刑にできることになっており、この時期の日本領台湾の治安状況の悪さを示しているように思われる。このような社会であれば、統治者たる日本政府にとっては、とてもではないが「単なる時間の経過をもって犯罪たる行為を処罰できないようにする」という制度を台湾に導入することはできないと考えることも当然のことと言えよう。しかし、その一方でこのような匪徒に対しては武器を放棄し正業に就く意思のある場合には罰しないとするなど、

匪徒に対する懐柔とも言える政策もとっていた²¹。これは、公訴時効制度の本旨に通じるものがある部分がある。

しかし、いずれにしろ、日本では1890年（明治23年）11月1日から施行されている明治刑訴法に既に公訴時効制度が規定されていたにもかかわらず、台湾のみに施行された「臺灣住民治罪令」などには同様の規定がないことは、当時の台湾の「単なる時間の経過をもって犯罪たる行為を処罰できないようにする」制度を導入できないという事情を表していると言えよう。

3. 日本領台湾における公訴時効制度運用の動向

3. 1. 日本領台湾における公訴時効制度の運用

一つの制度を見るとときに、条文だけを見てもあまり意味はない。条文があっても、運用で異なる取扱いをしている場合があるからである。そこでここでは日本領台湾における公訴時効制度の現存する判例4件について見ていく。

まずは、明治刑訴法施行時期の重婚罪に対する公訴時効制度の適用について問題となった事例である。公訴時効の起算点は、明治刑訴法第10条により犯罪日から起算されることになる。そして、判例は、重婚罪については、結婚式を挙げたときに成立し、その時から公訴時効は起算されるとした。この理由については、婚姻後の生活は、犯罪の結果に過ぎないからと説明された。なお、重婚に係る者は台湾人であった（明治42年控刑第126号、1909（明治42年）10月2日宣告）²²。日本領台湾においては、民事についても台湾人・清国人のみが当事者となる場合には、現地の慣習が適用されることになっていた（「民事商事及刑事ニ關スル律令」第1条一）。そして、台湾本島人間の婚姻については、届出を要せず、事実上婚姻すればその効力を生ずるとされていた（大正6年控317号、1917年（大正6年）9月18日判決）²³。この重婚罪に対する公訴時効制度の適用についての判例は、このように台湾人間の婚姻については、届出を要しないという判断を踏襲したものであったと言えるであろう。

そして、犯罪が行われた場所や日時は公訴時効の完成を判断するのに重要ではあるが、犯罪構成事実ではないため、必ずしも正確に訴訟上で日時などが述べられる必要はないと判断した判例も存在する（大正10年上刑第33号、1921年（大正10年）11月24日判決）

²¹ 後藤武秀・前掲註(9)58頁。

²² 『法院月報』（3巻12号）法院月報発行所、1909年、11～12頁（筆者は復刻版である小森恵（編）『臺灣総督府 覆審・高等法院編纂「覆審・高等法院判例」（第8巻）[自明治40年至明治45年]』文生書院、1995年、343～344頁で確認）。

²³ 臺灣總督府覆審法院（編纂）『覆審法院判例全集——自明治29年至大正8年』伊藤正介（個人出版）、1920年、244頁（筆者は復刻版である小森恵（編）『臺灣総督府 覆審・高等法院編纂「覆審・高等法院判例」（第1巻）[自明治29年至大正9年]』文生書院、1995年、272頁で確認）。

24. もっとも、この判断は、被告人が台湾人であり、また犯罪がいつ行われたのか、時効完成間際なのかなども示されることなく有罪となっている。これについては、犯罪の発生日時などについて、検察が立証責任を負うべきであるが、正確な日時を述べずとも訴訟は進行されると述べているのであり、実は公訴時効が完成していると検察は把握しているものの、被疑者を有罪とするために犯罪となる行為が行われた日時を正確に述べずに起訴した場合はどうなるのであろうか。犯罪となる行為の発生日時を明確に述べずとも刑事訴訟が進行するとはそういう危険性も含んでいる。後に、戦後刑訴法の時代にも、このような公訴時効にかかわる日時を明確にできないことについて問題となった事例がある。戦後刑訴法第 255 条では、犯人が国外にいる場合には公訴時効の進行が停止しているとしている。しかし、被告人が黙秘をしたために国外にいた正確な時期が分からず、昭和 27 年 4 月ごろから 33 年 6 月下旬までの間に不法出国したと、幅のある時間を提示したとしても、訴因は特定されており、公訴時効の進行も停止すると判断されたのである（いわゆる「白山丸事件」。1962 年（昭和 37 年）9 月 18 日最高裁第三小法廷判決）²⁵。このように日本内地でも後に公訴時効に関係する時間が明確に示されずとも効果を生ずるとした判例が出ることになる。しかし、白山丸事件と比較しても、明確に犯罪となる行為の日時が述べられる必要はないとした日本領台湾の「大正 10 年上刑第 33 号」は疑義を残す判断であったと言えるであろう。

ところで、明治刑訴法第 11 条では、起訴、預審または公判の手続があったときには公訴時効が中断する旨を規定していた。そして、欠席判決の言い渡しがあったときにも公訴時効は中断するとされている（大正 11 年特刑第 1 号、大正 11 年 3 月 23 日高等法院判決）²⁶。

刑法上、犯罪の手段もしくは結果である行為が他の罪名に触れる場合に、その最も重い刑により処断することを牽連犯という（刑法（1907 年（明治 40 年）4 月 24 日法律第 45 号公布、翌年 10 月 1 日施行）第 54 条）²⁷。そして、牽連犯の場合は、一罪として取り扱われるが、公訴時効についても最後の行為の終了時よりその進行を開始すると判断されている（大正 9 年上刑第 14 号、1920 年（大正 9 年）5 月 19 日高等法院上告部判決）²⁸。日本内地でも、牽連犯に対する公訴時効の適用については、同じ判断がなされている。しかし、日

²⁴ 『臺灣月報』（16 卷 1 号）臺灣月報社、1922 年、78～80 頁。小森恵（編）『臺灣総督府覆審・高等法院編纂「覆審・高等法院判例」（第 10 卷）〔自大正 11 年至昭和 6 年〕』文生書院、1995 年、2～4 頁で確認。

²⁵ 「白山丸事件の訴因特定問題について最高裁統一見解を示す——犯人が国外にいる場合の公訴時効の進行停止の解釈」『旬刊 時の法令』（456 号）大蔵省印刷局、1978 年、34～38 頁収録。

²⁶ 『臺法月報』（16 卷 7 号）臺法月報社、1922 年、69～70 頁（筆者は復刻版である小森恵（編）・前掲註(24)23～24 頁で確認）。

²⁷ 山口厚『刑法総論』（第 3 版）有斐閣、2016 年、406 頁。大谷實『刑法総論講義』（新版第 4 版）成文堂、2012 年、485～486 頁。

²⁸ 『臺法月報』（14 卷 9 号）臺法月報社、1920 年、77～84 頁（筆者は復刻版である小森恵（編）・前掲註(24)519～526 頁で確認）。

本内地では、1923年（大正12年）12月5日第三刑事部判決（大正12年（れ）第1106号、刑集2巻923頁）や1972年（昭和47年）5月30日最高裁第三小法廷判決（民集26巻4号826頁）などが同様の判断をしている。すなわち、牽連犯に関する判例に着目すると、日本領台湾は日本内地より先に、後に日本内地でもなされる判断と同様の判断をしていたのである²⁹。

また、公訴時効に関する判例ではないが、ある台湾人少女を誘拐し、監禁した台湾人3人のグループに対し、検察官が起訴したものの、親告罪である誘拐罪および私擅監禁罪に対し、告訴権者による告訴がなかったとして、公訴不受理とした例が日本領台湾でも確認できる（1901年（明治34年）4月18日台南地方法院判決）³⁰。これは、少なくとも1901年段階の日本領台湾では、犯罪となるべき行為があったとしても、起訴権限がないとして訴訟が進行しなかった例があるのである。このような犯罪となるべき行為と公訴権を分けて考えて処理していることは、公訴時効制度が適切に運用される可能性も高いことを示していると言える。

3. 2. 日本領台湾における人口に対する犯罪者の割合

3. 1. で日本領台湾における公訴時効制度に関する判例を見た。しかし、これは結局、日本領台湾で公訴時効制度に関する条文の解釈に疑義が生じた場合に、どのように解釈するかという判断をしたものであり、公訴時効制度が適切に運用されていたかを示すものではない（もっとも、3. 1. では、公訴権がないことを理由に犯罪となる行為を公訴不受理にした例があることを示し、公訴時効制度も適切に運用されていた可能性は高いとも述べた）。残念ながら、日本領台湾で公訴時効制度が適切に適用されていたか否かを示す資料は存在しない。しかし、それに近い資料を示すことはできると考える。

1. 1. で述べたように、日本領朝鮮においては、その判例において公訴時効制度の運用につき日本（内地）人と朝鮮人の間に差別的取扱いを見られないものの、年々日本領朝鮮における日本（内地）人の人口に対する刑事訴追された者の割合は、徐々に不自然に減少していき、朝鮮人の人口に対する刑事訴追された者の割合は徐々に不自然に増加している。この不自然に増減する人口に対する刑事訴追された者の割合から、日本領朝鮮においては、被疑者の出自で刑事裁判における法の適用に差別的取扱いがあったのではないかという疑義がある。これは、朝鮮人の犯罪はとにかく罰さなければならないのであり、朝鮮人に対しては、公訴時効が完成していても刑事訴追され、有罪になった者がいるのではな

²⁹ なお、連続犯（数個の犯罪行為が発生しているが、法律上一罪として扱う犯罪。例えば、拳銃を5発発射して5発目で相手を殺害した場合であっても、4回の殺人未遂と1回の殺人既遂ではなく、殺人既遂一罪が成立する）については、日本内地の判断より前に、後の日本内地と同様の判断を、日本領朝鮮で出していた。高橋孝治・前掲註(5)20頁。

³⁰ 『臺灣慣習記事』(1巻11号) 臺灣慣習記事研究会、1901年、49～50頁（筆者は復刻版である小森恵（編）『台湾総督府 覆審・高等法院 編纂【覆審・高等 法院判例】補遺（1）』文生書院、1997年、35～36頁で確認）。

いかという疑義でもある。では、日本領台湾においてはこの点はどのようになっていたのか、ここではこれを見る。現存する資料の関係で、本稿では日本領台湾における人口に対する刑事訴追された者の割合ではなく、犯罪者（有罪の確定判決を得た者）の数の割合を示し、しかも明治 35 年から昭和 17 年までの期間を示すのみであるが、これが（表 1）である。

（表 1）日本領台湾における人口および犯罪者数、その比率

	内地人の人口 (①)	台湾人の人口 (②)	外国人の人口	内地人の犯罪者数 (③)	台湾人の犯罪者数 (④)	外国人の犯罪者	内地人の人口に対する犯罪者率 (③÷①)	台湾人の人口に対する犯罪者率 (④÷②)
1902 年 (明治 35 年)	47,062	2,855,084	4,655	※	※	※		
1903 年 (明治 36 年)	50,944	2,871,641	4,512	※	※	※		
1904 年 (明治 37 年)	53,365	2,915,984	6,009	※	※	※		
1905 年 (明治 38 年)	59,618	2,979,018	8,223	672	9,423	294	1.12717%	0.31631%
1906 年 (明治 39 年)	71,040	2,999,214	10,291	686	11,228	365	0.96565%	0.37436%
1907 年 (明治 40 年)	77,925	3,019,402	11,396	※	※	※		
1908 年 (明治 41 年)	83,329	3,036,855	12,151	※	※	※		
1909 年 (明治 42 年)	89,696	3,064,917	13,592	905	12,564	427	1.00896%	0.40992%
1910 年 (明治 43 年)	98,046	3,106,223	14,842	782	14,452	478	0.79758%	0.46525%
1911 年 (明治 44 年)	109,785	3,162,787	16,307	846	16,750	530	0.77059%	0.52959%
1912 年 (大正元年)	122,786	3,213,221	17,936	1,016	18,247	618	0.82745%	0.56787%
1913 年 (大正 2 年)	133,929	3,265,169	19,172	1,107	20,208	695	0.82655%	0.61889%
1914 年 (大正 3 年)	141,829	3,307,302	19,588	1,180	19,756	559	0.83198%	0.59734%
1915 年 (大正 4 年)	137,223	3,322,812	18,231	996	18,269	887	0.72582%	0.54980%
1916 年 (大正 5 年)	142,450	3,349,035	18,625	1,112	19,603	1,065	0.78062%	0.58533%
1917 年 (大正 6 年)	145,222	3,395,605	19,223	1,138	21,429	1,083	0.78362%	0.63108%
1918 年	148,811	3,413,414	21,170	1,168	21,419	1,354	0.78488%	0.62749%

(大正 7 年)								
1919 年 (大正 8 年)	153,304	3,454,167	22,914	1,346	23,753	1,067	0.87799%	0.68766%
1920 年 (大正 9 年)	166,552	3,481,833	24,905	1,407	20,814	1,077	0.84478%	0.59778%
1921 年 (大正 10 年)	174,537	3,548,053	28,627	1,559	24,027	1,737	0.89322%	0.67718%
1922 年 (大正 11 年)	177,808	3,614,207	29,513	1,491	26,539	1,817	0.83854%	0.73429%
1923 年 (大正 12 年)	181,644	3,679,371	30,906	1,282	29,016	1,799	0.70577%	0.78861%
1924 年 (大正 13 年)	183,104	3,742,116	31,486	1,410	31,504	1,963	0.77005%	0.84187%
1925 年 (大正 14 年)	189,333	3,838,636	33,555	1,341	36,020	1,968	0.70827%	0.93835%
1926 年 (昭和元年)	195,416	3,923,752	35,858	1,487	40,209	2,127	0.76094%	1.02475%
1927 年 (昭和 2 年)	202,566	4,009,217	38,377	1,327	42,773	2,108	0.65509%	1.06686%
1928 年 (昭和 3 年)	210,687	4,100,262	40,879	713	35,147	1,809	0.33841%	0.85718%
1929 年 (昭和 4 年)	220,104	4,198,783	43,742	927	37,148	2,020	0.42116%	0.88473%
1930 年 (昭和 5 年)	231,401	4,313,922	47,589	886	32,843	1,587	0.38288%	0.76132%
1931 年 (昭和 6 年)	242,873	4,426,122	47,283	939	34,912	1,921	0.38662%	0.78877%
1932 年 (昭和 7 年)	247,569	4,551,893	43,167	899	37,513	1,770	0.36313%	0.82411%
1933 年 (昭和 8 年)	256,327	4,668,778	44,983	870	38,616	1,689	0.33941%	0.82711%
1934 年 (昭和 9 年)	262,964	4,790,923	49,728	877	37,098	1,769	0.33350%	0.77433%
1935 年 (昭和 10 年)	269,798	4,899,341	55,713	967	41,606	1,792	0.35841%	0.84921%
1936 年 (昭和 11 年)	282,012	5,020,548	60,937	990	42,724	2,248	0.35104%	0.85098%
1937 年 (昭和 12 年)	299,280	5,166,394	48,358	844	39,801	2,057	0.28201%	0.77038%
1938 年 (昭和 13 年)	308,845	5,297,005	45,308	865	41,757	1,632	0.28007%	0.78831%
1939 年 (昭和 14 年)	323,148	5,428,821	47,726	843	40,592	1,627	0.26087%	0.74771%
1940 年 (昭和 15 年)	346,663	5,586,298	48,582	639	35,010	1,786	0.18432%	0.62671%
1941 年 (昭和 16 年)	365,682	5,735,705	51,104	959	47,526	2,247	0.26224%	0.82859%

1942年 (昭和17年)	384,847	5,891,848	53,197	611	42,771	2,042	0.15876%	0.72593%
------------------	---------	-----------	--------	-----	--------	-------	----------	----------

・人口については全て12月31日基準とする。

・※は、本稿執筆に当たり、統計資料が発見できなかった部分を意味する。

・(表1)中の百分率部分は、全て小数点第6位以下を切り捨てている。

・資料によって、日本領朝鮮人については、内地人に含まれていたり、外国人に含まれていたりとは様ではない。また、台湾人の人口からは原住民が除かれたり、含まれたり、これも同様ではない。しかし、これらの数は多くはなく、これらの一様でない取扱いは無視して計算しても結果に大きな誤差は与えないと考える³¹。

³¹ (表1)は、以下の資料を基に筆者作成。臺灣總督官房統計課『明治40年臺灣總督府第11統計書』臺灣總督官房統計課(以下、この註内で註積が入るまで「臺灣總督官房統計課」は省略)、1909年、52頁、233頁。臺灣總督府『明治42年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1911年、205頁。臺灣總督府『明治43年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1912年、151～152頁。臺灣總督府『明治44年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1912年、183頁。臺灣總督府『大正元年臺灣犯罪統計(實數ノ部)』1913年、185頁。臺灣總督府『大正2年臺灣犯罪統計(實數ノ部)』1915年、185頁。臺灣總督府『大正3年臺灣犯罪統計(實數ノ部)』1916年、185頁。臺灣總督官房統計課『大正4年臺灣總督府第19統計書』1917年、36～37頁、237頁。臺灣總督府『大正4年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1917年、185頁。臺灣總督官房統計課『大正5年12月31日臺灣現住人口統計』1917年、4頁。臺灣總督官房統計課『大正6年臺灣總督府第21統計書』1919年、35頁、237頁。臺灣總督府『大正6年臺灣犯罪統計(實數及比例)』臺灣總督官房調査課(以下、この註内で註積が入るまで「臺灣總督官房調査課」は省略)、1919年、72～73頁。臺灣總督府『大正7年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1920年、164～165頁。臺灣總督府『大正8年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1921年、80～81頁。臺灣總督官房調査課『大正10年臺灣總督府第25統計書』1923年、26～27頁、204～205頁。臺灣總督府『大正10年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1923年、61頁。臺灣總督府『大正11年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1924年、63頁。臺灣總督官房調査課『大正12年臺灣總督府第27統計書』1925年、26～27頁。臺灣總督府『大正12年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1925年、65頁。臺灣總督官房調査課『大正13年臺灣總督府第28統計書』1926年、26～29頁。臺灣總督府『大正13年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1926年、65頁。臺灣總督官房調査課『大正14年臺灣總督府第29統計書』1927年、28～29頁。臺灣總督府『大正14年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1927年、67頁。臺灣總督府『昭和元年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1928年、67頁。臺灣總督官房調査課『昭和2年臺灣總督府第31統計書』1929年、28～29頁。臺灣總督府『昭和2年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1929年、61頁。臺灣總督官房調査課『昭和3年臺灣總督府第32統計書』1930年、28～29頁。臺灣總督府『昭和3年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1930年、58～59頁。臺灣總督府『昭和4年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1931年、21頁。臺灣總督官房調査課『昭和5年臺灣總督府第36統計書』1932年、28～29頁。臺灣總督府『昭和5年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1932年、16頁。臺灣總督官房調査課『昭和6年臺灣總督府第35統計書』1933年、28～29頁。臺灣總督府『昭和6年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1933年、14頁。臺灣總督府『昭和7年臺灣犯罪統計(實數及比例)』1934年、14頁。臺灣總督府『昭和8年臺灣犯罪統計』1935年、13頁。臺灣總督府『昭和9年臺灣犯罪統計』1936年、13頁。臺灣總督府『昭和10年臺灣犯罪統計』1937年、13頁。臺灣總督府『昭和11年臺灣犯罪統計』1938年、15頁。臺灣總督官房調査課『昭和12年臺灣總督府第41統計書』1939年、38～39頁。臺灣總督官房調査課『昭和12年臺灣犯

(表1)を見る限り、1923年(大正12年)を境に日本(内地)人と台湾人の犯罪者の割合でどちらが高いかは逆転する。その意味では、概ね日本(内地)人の人口に対する犯罪者の割合は徐々に減少しているのに対し、台湾人の人口に対する犯罪者の割合は徐々に減少していると言える。ここから、日本領朝鮮と同様に、犯罪者と認定することに対して、ある程度の意図があることが否定はできない。すなわち、日本(内地)人に対しては寛容的に、台湾人に対しては厳格に刑事裁判が行われていた可能性がある。しかし、1928年(昭和3年)や1930年(昭和5年)には台湾人人口に対する犯罪者率は前年比で大きく下がっている。このように、日本領台湾においては、日本領朝鮮のように明確に徐々に朝鮮人の人口に対する刑事訴追された者の割合が増加もしくは減少しているわけではない。日本領台湾においては、概ね日本(内地)人の人口に対する犯罪者率は年々減少し、台湾人の人口に対する犯罪者率は年々増加しているという傾向はあるものの、高い規則性は見ることができず、そこに権力の意思があるようには見えない。その意味では、意図的に日本(内地)人に対しては寛容的に、台湾人に対しては厳格に刑事裁判が行われていた可能性は否定できないものの、強い操作はないと言えよう³²。

3. 3. 日本領台湾における公訴時効制度の運用を見て——中間的考察

日本領台湾における公訴時効制度の運用を見ると、日本領朝鮮と同じく、後に日本内地でも判例となる解釈を、日本領台湾では先取りして出していたりと先進的な部分がある(牽連犯に対する公訴時効制度の適用に関する判例)。そして、「民事商事及刑事ニ關スル律令」第1条一により台湾人および清国人の他に関係者がない民事事項については、現地の慣習により処理されるとされ、これを受けて日本領台湾では、台湾人の婚姻については届出を必要とせず、事実上婚姻すればその効力を生ずるとしており、台湾人による重婚罪の公訴時効の起算点は、結婚式を挙げたときとした。台湾の慣習に則った判断と言えるであろう。もっとも、公訴時効を計算する際には、犯罪となる行為が行われた日時が重要なのであるが、この日時を明確にする必要はないとする判例もあり、公訴時効制度は厳密には適用されていなかったのではないかという疑義はある。

罪統計』1939年、15頁。臺灣總督官房企劃部『昭和13年臺灣犯罪統計』臺灣總督官房企劃部(以下、この註内で註釈が入るまで「臺灣總督官房企劃部」は省略)、1940年、15頁。臺灣總督官房企劃部『昭和14年臺灣犯罪統計』1941年、15頁。臺灣總督官房企劃部『昭和15年臺灣犯罪統計』1942年、15頁。臺灣總督官房總務局『昭和16年臺灣總督府第45統計書』臺灣總督官房總務局、1943年、34~35頁。臺灣總督府總務局『昭和16年臺灣犯罪統計』臺灣總督府總務局(以下、この註内で註釈が入るまで「臺灣總督府總務局」は省略)、1943年、15頁。臺灣總督府總務局『昭和17年臺灣人口動態統計』1943年、254頁、256頁、258~259頁。臺灣總督府總務局『昭和17年臺灣犯罪統計』1943年、15頁。

³² これに対し、日本領朝鮮における人口に対する刑事訴追された人数の割合は、明らかに規則性を帯びていると言える。高橋孝治・前掲註(5)20~23頁。

しかし、一応、判例では日本（内地）人と台湾人で、公訴時効の運用に差異を設けるとい判断は見当たらない。さらに、人口に対する犯罪者の割合にも意図的に操作したかのような不自然な部分を見出すことはできない。また、親告罪に関する判例ではあるが、犯罪と評価される行為に対する起訴があっても公訴権がないという点で、公訴不受理にした例などを見ることができる。このことは、公訴時効制度が適切に運用される精神があったということを示していると言えよう。これらから、犯罪となる行為が行われた日時を明確にする必要はないという判例はあるものの、日本領台湾においては公訴時効制度は、概ね適切に運用がなされていたものと思われる。

しかし、この結論は、日本領朝鮮とは大きく異なる結論であることも事実である。一言で「日本の植民地」と言っても、植民地ごとに各制度の運用実態などは大きく異なる可能性があると言えよう。

4. おわりに

本稿では、日本領台湾における公訴時効制度の規定とその運用などを見てきた。その結果、以下のように言えよう。日本領台湾においては、その初期には「匪徒」による「動乱」などが激しく、「匪徒刑罰令」にしても、公訴時効のような制度は導入されていなかった。しかし、武器を放棄し正業に就く意思のある「匪徒」は罰せず、懐柔するなど、公訴時効制度の精神に通じる運用があったことも事実である。日本領台湾では、1898年（明治31年）7月16日に「民事商事及刑事ニ關スル律令」が施行されたことにより、明治刑訴法が適用されることになり、公訴時効制度が条文上、日本領台湾に施行されることになった。「民事商事及刑事ニ關スル律令」が施行された1898年（明治31年）7月16日からは、日本領台湾でも、明治刑訴法や大正刑訴法が施行されるのである。この後については、判例を見る限り、少なくとも公訴時効制度に関して、台湾人であることを理由に差別的取扱いがあったようには見られない。このことは、人口に対する犯罪者の割合についても同様に言える。1. 1. で述べた本稿の問題意識に即して表現すれば、日本領台湾では少なくとも公訴時効制度の運用において日本（内地）人と台湾人の間に差別的取扱いがあるようには思われぬ、ということである。

ところで、人口に対する犯罪者の割合については、日本領朝鮮と大きく異なっていると言える。すると、次の課題は日本の他の植民地での公訴時効制度の運用はどのようになっていたのかということであろう。

台湾・淡江大学 日本政経研究所 訪問研究員／立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

【査読論文】

The Current Status and Future Challenge of Taiwan Colorectal Cancer Screening Program

台湾結腸直腸癌スクリーニングプログラムの現状と将来の課題

Sherry Yueh-Hsia Chiu^{1,2} and Han-Mo Chiu³

邱月暇 長庚大学医務管理学部助教授

邱瀚模 台湾大学医学部附属病院内科臨床教授

1. Department of Health Care Management and Healthy Aging Research Center, Chang Gung University, Taoyuan, Taiwan
2. Department of Internal Medicine, Kaohsiung Chang Gung Memorial Hospital, Kaohsiung, Taiwan
3. Department of Internal Medicine, National Taiwan University Hospital, Taipei, Taiwan

Abstract

Owing to the uprising colorectal cancer (CRC) incidence and mortality in Taiwan, the Taiwanese government launched the fecal immunochemical test (FIT) - based nationwide CRC screening program, which offers FIT screening for people aged 50 to 74 (upper age limit was 69 till 2012). This program was launched in 2004, soon after the enactment of the Cancer Prevention Act in 2003, which provided the legislative framework for strengthening the cancer prevention and control system covering cancer research, cancer patient registry, and provision of screening, diagnosis and treatment services, and aims to reduce CRC mortality and incidence in the long run. After the success in outreach screening service using regional health bureau and health centers as the screening hubs in the initial five years (2004 to 2009), in-reach screening service was made available in the hospitals and clinics in 2010, which remarkably increased the FIT uptake number and screening rate. We evaluated the effectiveness of this FIT screening by comparing the screened and non-screened population during the initial 10 years of this program and it was demonstrated that CRC mortality and advanced-stage CRC incidence were significantly reduced by 35% and 29%, respectively. Further improvement of screening uptake and diagnostic colonoscopy rate, improvement of colonoscopy quality, and tackling the young-onset CRC issue are some of the emerging future challenges of this program.

要旨

大腸がんの台湾における発生率及び死亡率の持続的な上昇の対策として、免疫法便潜血検査(Fecal immunochemical test)による全国大腸がんスクリーニングプログラムは 2004 年に始まった。この 50 才から 74 才(2012 年までは 69 才)の全国民に対する大腸がんスクリーニングは 2003 年に制定された「がん防止法」に基づいたもので、検査や治療システムの整備、医療施設の全国がん登録システムへの登録義務化などの数々のがん対策の一環であり、将来的に大腸がんの死亡率あるいは発生率の抑制を目標にした国家戦略である。初期五年間(2004 から 2009)の地域衛生局、衛生所及び診療所を軸とした out-reach スクリーニングサービスで段階的な成功を収めた後、2010 年から国は病院やクリニックでも FIT スクリーニング (in-reach service)を展開し始め、FIT 検査数とスクリーニング率が共に飛躍的に上がった。2004 年から 2014 年の十年間のスクリーニング群と非スクリーニング群を比較したところ、大腸がん死亡率及び二期以上の大腸がんの発生率がそれぞれ 35%と 29%著しく低下し、FIT スクリーニングの顕著的な効果が示された。次の段階としては検診率及び陽性例の大腸内視鏡精検率のさらなる向上、大腸内視鏡のクォリティの改善及び若年性大腸がん対策などがリストアップされている。

Introduction

The Colorectal cancer (CRC) in the world, especially for developed countries, is dramatically increasing in this decade. Two population-based randomized controlled trial from UK (Hardcastle et al., 1996) and Demark (Kronborg, et al., 1996) have demonstrated the efficacy of screening using guaiac fecal occult blood test (gFOBT). From the viewpoint of public health, considering natural history of CRC, the mortality and incidence rate of CRC would be reduced through early detection and polypectomy based on fecal occult blood test respectively; therefore, the efficacy of CRC screening can be expected to have significant impact on health policy. To improve the sensitivity and specificity for CRC screening, the Fecal immunochemical testing (FIT) was developed and widely used for population-based screening since 2000s instead of gFOBT (Allison et al., 2007).

Based on the evidence-based scientific research reports, the pilot program for CRC using FIT in Taiwan was launched in Keelung City since 1999 (Chen et al., 2004), which is the northern city of Taiwan island. The preliminary results showed the significant increasing proportion of early CRC (70%) based on 26,008 participants aged 50-79 between 1999 and 2003 (Yang, et al., 2006). In light of this promising achievement, the nationwide CRC screening program using FIT kits was initiated since 2004 by Health Promotion Administration, Ministry of Health and Welfare,

Taiwan and supervised by Nationwide Colorectal Cancer Screening (NCCS) Policy Committee in Taiwan. Those who were aged 50-69 residents were offered biennial screening using FIT (Chiu, et al., 2015) and the upper bound age was extended to 75 since 2013 (Wang, et al., 2018). To enhance the coverage rate of CRC screening, the Taiwanese government expanded the screening program from official Public Health Center to hospitals in every county to increase the screening accessibility for eligible population since 2010 (Chou et al., 2016; Wang, et al., 2018).

It is tough task to evaluate the health policy of intervention on population which is hard to achieve by using randomized controlled trial (RCT). Regarding the scientific approach for intervention evaluation, the RCT was known as standard study design for outcome assessment; however, those efficacy of intervention by using RCT evaluation might be various by different situations of culture, health care system and quality, etc., especially for intervention on population-based level rather than clinical trial. The observational cohort study is common design for evaluation instead of RCT due to full-scale implementation. However, those biases might be potentially affecting the estimation deviating from true outcome, i.e. selection-bias, lead-time bias, etc. Therefore, conducting the evaluation approach with different statistical methods for adjustment is commonly used for cohort study based on nationwide official database. Our paper aims to, first, demonstrate the current result of effectiveness on CRC screening in Taiwan, which conducted and combined different databases in Taiwan; second, discuss some challenges for nationwide CRC screening program which we met but need to conquer in the future.

Materials and methods

Taiwanese National Registry Databases

First, the population-based household registry system was with long history and well-established system, which provides birth, death, immigration, and emigration information using individual and household unit for management. The unique identification (ID) number was generated by algorithm that initiated by Taiwanese official government, which also used in every registry system in Taiwan. Therefore, those data linkage between different registry databases was authorized by government. The eligible population for specific cancer screening would be provided by this system. Second, Taiwanese Mortality Registry System was built for date, location, and causes of death management in Taiwan based on individual ID information. The causes of death were coded by well-trained physicians and verified by Ministry of Health and Welfare following International Classification of Disease (ICD) 9 (before 2009) and 10 (After 2009) versions. Third, Taiwanese Cancer Registry System was established since 1979. For those hospital providing cancer

diagnosis and treatment or having been more than 50, they should report those cancer cases to system and verified by task group of Ministry of Health and Welfare, Taiwan, which was issued and regulated by Cancer Control Act in Taiwan. Fourth, Taiwan Screening Registry System was established for four cancers screening in Taiwan. The fees for these cancer screening and referral were paid by National Health Insurance. Therefore, the date of screening, results, colonoscopy confirmation, and repeated screening were systematically collected by using personal ID. Linking with population-based registry, cancer registry, and mortality registry, the evaluation can report the coverage rate, positive rate, referral rate and stage proportion of CRC detection, and mortality rate, etc. The databases system in Taiwan demonstrates the paragon for cancer screening management and evaluation (Chiu and Chen, Chapter 6, 2021). The cross linkage and ascertainment from these databases also can provide the information for screening quality control, such as interval cancer of FIT or post-polypectomy (Chiu et al., 2017).

CRC screening tools used in Taiwan and confirmation

Both OC-Sensor (Eiken Chemical Co. Ltd, Tokyo, Japan) and HM-JACK (Kyowa Medex Co. Ltd, Tokyo, Japan) were issued and employed for this program. The new generation of Kyowa is imported and implemented since 2021. Samples in kits were delivered to laboratory in each county that was accredited and qualified laboratory by official accreditation. Those results were also uploaded to screening registry system for further management, including quantitative level of FIT, referral, and confirmation management. The cutoff points were issued as 100 ng/mL and 8 ng/mL for Eiken and Kyowa, respectively, which was based on the evidence of cost-effectiveness analysis from Keelung pilot program (Chen et al., 2007). For those who had positive results (larger than cutoff point), they would be informed and referred to hospitals for further colonoscopy confirmation and uploaded the findings by each hospital administration, including date of checking, adenoma, CRC, pathological report, etc., which also can be verified by Taiwanese Cancer Registry System.

Endpoints for evaluation on CRC screening intervention

According to the theory of CRC screening and natural history, both advanced CRC and CRC mortality are expected to define as primary endpoint of evaluation. But the endpoint of specific CRC death would need longer follow-up period to ascertain this information. Therefore, the proportion change on advanced CRC of screening exposed compared with no screening data is efficient for screening program evaluation, which is common calculate the increasing proportion on non-advanced CRC, named stage shifting that is also named “surrogate endpoint”. Those advanced

and non-advanced stage was based on American Joint Committee on Cancer staging system (AJCC) which was collected from both Taiwanese National Screening Registry System and Cancer Registry System. The latter system (Cancer Registry) plays the important role for information providing for those outcomes ascertainment of non-participants. The advanced CRC is defined as those who having stage II+ CRC subjects, otherwise as non-advanced. In terms of CRC screening evaluation, both stage shifting and mortality reduction are conducted for short-term and long-term effectiveness/efficacy evaluation.

Results

In 2014, Chiu et al. published the first paper regarding the effectiveness of population-based CRC screening program in Taiwan, this study employed the screening database between 2004 and 2009, which was period of in-reach approach and implemented by Public Health Center. Based on the coverage rate of 21.4%, this evaluation revealed the impact of CRC screening on CRC mortality reached 10% reduction after adjustment for selection-bias and increasing incidence bias (Chiu et al., 2014) (Table 1). According to the preliminary results from Taiwanese nationwide CRC screening program and the scenario of demographics, the CRC mortality reduction were expected to reach 23% and 36% if the coverage rate achieved 40% and 60% respectively and 30% repeated participating rate using the simulating approach (Chiu et al., 2015).

The program of CRC screening is continuously implemented and expanded to out-reach model for residents' convenient access, which showed the higher coverage rate with 56.6% compared with previous result. In 2021, Chiu et al. extended the database that was conducted from 2004 to 2014. Using this screening cohort, however, those factors (demographics, health behavior, compliance, confirmation method, etc.) would be not balance between participants and non-participants. Therefore, the regression method was applied for potential biases adjustment. The Bayesian Poisson regression considering the time of follow-up in person-year was employed to adjust age, gender, attendance, referral after positive result, selection of diagnostic examination, modality, and completeness for colonoscopy. The result reported the significant mortality reduction was reached 40% after regression adjustment (Chiu et al., 2021). This result demonstrated that the effectiveness for population-based screening program was highly associated with screening coverage rate, named participating rate (Table 1) compared with the previous report in 2015 with 21.4% CRC mortality reduction. On the other hand, based on this program finding, the outcome with staging shifting was also considered to evaluate for screening intervention. According to the AJCC classification as endpoint for

evaluation, the proportion of non-advanced staging CRC of screening exposed group was significantly higher than unexposed, which demonstrated 34% reduction (Table 1) on advanced CRC cases (Chiu et al., 2021).

Discussion

In light of effectiveness evaluation for nationwide CRC screening program in Taiwan, given on the 5-year and 10-year follow-up, the results showed 10% and 40% CRC mortality based on the prospective cohort using bias adjustment approach. Furthermore, the surrogate endpoint using stage-shifting method was also revealed the higher proportion of non-advanced CRC of exposed population compared with unexposed. Both primary endpoint and surrogate endpoints were demonstrated the achievement of nationwide CRC screening program in Taiwan. Besides the supports and organization from clinical and public health, those National Registry Databases in Taiwan which were comprehensively and systematically established in Taiwan play the important roles for screening evaluation. Nevertheless, we still have some key indicators or scenarios which are required to improve and to enhance this effectiveness for nationwide screening program. It is also the challenge for Taiwanese screening program implementation in the future.

First, the coverage rate of FIT screening still has room to improve. The 10-year way we went just reached 56.6% coverage rate only. According to the natural history of CRC, those early or non-advanced CRC are absolutely silent killers because there is not any symptom then people would be aware with CRC progression till severe stage. It is obviously that only screening can pick up those early cases to prevent CRC progressively worse. On the other hand, the western eating style are dominant the major population which might causes the increasing incidence of CRC. It is that FIT screening covers for all eligible population is required and imperative.

Second, the referral rate of colonoscopy for positive cases are still needed to catch up with more than 90% which is recommended by screening guideline. So far, the referral rate for colonoscopy confirmation just reached about 70% in Taiwan. In 2017, Lee et al. conducted the FIT positive cases from 2004-2009 Taiwanese CRC screening program to assess the impact of non-complier for colonoscopy confirmation. Compared with those who of being completed colonoscopy confirmation, those who of non-complier of colonoscopy had significant risk with 1.64-fold (95%CI: 1.32, 2.04) of being CRC death (Lee et al., 2017). The research indicated that we will loss the chance to pick up early CRC and take appropriate treatment for them when those participants were detected positive from FIT. Regarding the current situation of referral for colonoscopy confirmation, it is challengeable to persuade those who were positive FIT submit for colonoscopy. From

the research recommendation, we might conduct the psychological aids or consultation, sharing experience of colonoscopy from family/friends to reduce the unconformity, etc.

Third, we need to keep improve the quality of colonoscopy confirmation that includes bowel cleansing by patients, cecum reaching and polypectomy by physicians. The well preparation for bowel cleansing before colonoscopy is the basic requirement for high-quality of colonoscopy, which should be educated for PEG solution preparation and intake procedure by specific guidance. And the optimal interval between bowel cleansing and colonoscopy is less 6-8 hours. On the other hand, besides those factors from patients, the implementation of colonoscopy is varied by doctors or hospital-level, such as doctors' training or numbers of scopes experienced.

Fourth, the double contrast barium enema (DCBE) was conducted for CRC clinical diagnosis in early 1980s. However, from the accuracy of CRC or polyp detection, the technical use of colonoscopy makes great improvement on the accuracy to detect more lesions of small polyps (Ramos et al., 2009) and to take procedure of polypectomy simultaneously, therefore, it's another advantage is to avoid repetition for bowel preparation and confirmation. Obviously, for those who of being with FIT positive result, the higher risk of being polyp or CRC was noted for this population. The colonoscopy must be required for referral procedure to enhance effectiveness of CRC screening. Within 5 years, the DCBE was eliminated as soon as possible by technical training and data auditing. The referral proportion of DCBE was reduced less than 5% by the end of 2020. But we try to diminish the BE use for nationwide screening program in recent years.

As those empirical data demonstrate the result of Taiwanese nationwide CRC screening program, it has reached the first goal of screening, but remain some points to starve and overcome to reach program task.

Table 1. The results of effectiveness of CRC screening evaluation in Taiwan

Year and authors	Duration of data	Age	Participants	Coverage rate	Adjusted RR for CRC mortality reduction	Evaluation and adjustment approach
2015, Chiu et al.	2004-2009	50-69	NCCS: 1160,895	21.4%	0.90(0.84, 0.95)	Selection-selection bias, increasing incidence trend
2021, Chiu et al.	2004-2014	50-69	NCCS: 3067,853	56.6%	0.65(0.62, 0.69)	Bayesian Poisson regression: age, gender, attendance, referral, selection of diagnostic examination modality and completeness for colonoscopy
Year and authors	Duration of data	Age	Participants	Coverage rate	Adjusted RR for advanced CRC reduction	Evaluation and adjustment approach
2021, Chiu et al.	2004-2014	50-69	NCCS: 3067,853	56.6%	0.71(0.68, 0.75)	Bayesian Poisson regression: age, gender, attendance, referral, selection of diagnostic examination modality and completeness for colonoscopy

NCCS: Nationwide Colorectal Cancer Screening

Reference

- Allison JE, Sakoda LC, Levin TR, Tucker JP, Tekawa IS, Cuff T, Pauly MP, Shlager L, Palitz AM, Zhao WK, Schwartz JS, Ransohoff DF, Selby JV. Screening for colorectal neoplasms with new fecal occult blood tests: update on performance characteristics. *J Natl Cancer Inst.* 2007;99(19):1462-70.
- Chen LS, Liao CS, Chang SH, Lai HC, Chen TH. Cost-effectiveness analysis for determining optimal cut-off of immunochemical faecal occult blood test for population-based colorectal cancer screening (KCIS 16). *J Med Screen.* 2007;14:191-199.
- Chen TH, Chiu YH, Luh DL, Yen MF, Wu HM, Chen LS, et al.; Taiwan Community-Based Integrated Screening Group. Community-based multiple screening model: design, implementation, and analysis of 42,387 participants. *Cancer.* 2004;100(8):1734-43.
- Chiu HM, Jen GH, Wang YW, Fann JC, Hsu CY, Jeng YC, Yen AM, Chiu SY, Chen SL, Hsu WF, Lee YC, Wu MS, Wu CY, Jou YY, Chen TH. Long-term effectiveness of faecal immunochemical test screening for proximal and distal colorectal cancers. *Gut.* 2021 Jan 25;gutjnl-2020-322545.
- Chiu HM, Chen SL, Yen AM, Chiu SY, Fann JC, Lee YC, Pan SL, Wu MS, Liao CS, Chen HH, Koong SL, Chiou ST. Effectiveness of fecal immunochemical testing in reducing colorectal cancer mortality from the One Million Taiwanese Screening Program. *Cancer.* 2015 Sep 15;121(18):3221-9.
- Chiu SY, Chuang SL, Chen SL, Yen AM, Fann JC, Chang DC, Lee YC, Wu MS, Chou CK, Hsu WF, Chiou ST, Chiu HM. Faecal haemoglobin concentration influences risk prediction of interval cancers resulting from inadequate colonoscopy quality: analysis of the Taiwanese Nationwide Colorectal Cancer Screening Program. *Gut.* 2017;66(2):293-300.
- Chiu SY and Chen SL. Chapter 6. Health Information System in Population-Based Organized Service Screening for Colorectal Cancer. *Colorectal Cancer Screening: Theory and Practical Application*, 1st ed. 2021 Edition, ISBN 9789811574825, Springer Nature Singapore Pte Ltd. 2021.
- Chou CK, Chen SL, Yen AM, Chiu SY, Fann JC, Chiu HM, Chuang SL, Chiang TH, Wu MS, Wu CY, Chia SL, Lee YC, Chiou ST, Chen HH. Outreach and Inreach Organized Service Screening Programs for Colorectal Cancer. *PLoS One.* 2016;11(5):e0155276.
- Hardcastle JD, Chamberlain JO, Robinson MH, et al. Randomised controlled trial of faecal-occult-blood screening for colorectal cancer. *Lancet.* 1996;348:1472-1477.
- Kronborg O, Fenger C, Olsen J, Jorgensen OD, Sondergaard O. Randomised study of screening for colorectal cancer with faecal- occult-blood test. *Lancet.*

1996;348:1467-1471.

Lee YC, Li-Sheng Chen S, Ming-Fang Yen A, et al. Association Between Colorectal Cancer Mortality and Gradient Fecal Hemoglobin Concentration in Colonoscopy Noncompliers. *J Natl Cancer Inst.* 2017;109(5):djw269. doi:10.1093/jnci/djw269

Lee YC, Hsu CY, Chen SL, Yen AM, Chiu SY, Fann JC, Chuang SL, Hsu WF, Chiang TH, Chiu HM, Wu MS, Chen HH. Effects of screening and universal healthcare on long-term colorectal cancer mortality. *Int J Epidemiol.* 2019;48(2):538-548.

Ramos C, De Jesús-Caraballo J, Toro DH, Ojeda A, Martínez-Souss J, Dueño MI, Cruz-Correa M. Is barium enema an adequate diagnostic test for the evaluation of patients with positive fecal occult blood? *Bol Asoc Med P R.* 2009;101(2):23-8.

Su SY, Huang JY. Effect of nationwide screening program on colorectal cancer mortality in Taiwan: a controlled interrupted time series analysis. *Int J Colorectal Dis.* 2020;35(2):239-247.

Wang YW, Chen HH, Wu MS, Chiu HM; Taiwanese Nationwide Colorectal Cancer Screening Program. Current status and future challenge of population-based organized colorectal cancer screening: Lesson from the first decade of Taiwanese program. *J Formosa Med Assoc.* 2018;117(5):358-364.

Yang KC, Liao CS, Chiu YH, Yen AM, Chen TH. Colorectal cancer screening with faecal occult blood test within a multiple disease screening programme: an experience from Keelung, Taiwan. *J Med Screen.* 2006;13 Suppl 1:S8-13.

台湾の歴史

松尾剛次

日台政策研究所理事長で山形大学名誉教授の松尾です。

最近、急激に中国と台湾との関係がキナ臭くなってきました。日本も、アメリカよりも多くのコロナワクチンを、アメリカよりも早く送るなど、独自の台湾支援をするといった具合に、腰の重い日本が台湾との外交政策においてプレゼンスを高めているといえます。さて、台湾を語る切り口は多様ですが、私は歴史家の端くれなので、台湾の歴史に注目してお話しいたします。

まず、台湾を代表する2つの国立博物館に注目します。

台北故宮博物院は収蔵品68万点（東博117,460点）、中華民国（中国歴代王朝、とくに清）の華麗な歴史文物が展示されています。

行かれた方もおおいでしょう。本博物館は戦後、蒋介石が引き連れてきた「外省人」の歴史意識を示しています。外省人というのは、戦後蒋介石とともに、中国大陸から渡ってきた人々に由来する名称であり、中国語を話す人々です。

他方、台南国立歴史博物館は本省人と外省人、いわば台湾人の歴史意識を示しています。

本省人というのは、福建省や広東省から来た人たちが原住民と婚姻を重ねて成立した人々のことで、外省人が来る以前から台湾に住み、閩南語（びんなんご）とも言われる台湾語を話す人々です。

この2つの博物館の違いこそ、台湾史の特徴が凝集されています。

また、先の本省人と外省人、という区別は台湾を理解する上で重要です。本省人は本来の本に広東省などの省の人と書きます。外省人は外（そと）、外国の外の省人と書きます。台湾の人口の大多数は本省人なのですが、外省人による「支配」が続き、中国語の強制によって台湾語を話せる人は減っています。この本省人と外省人のいびつな関係を理解する必要があります。後で少し触れます。

次に、台湾の歴史は、よく400年といわれます。1624年からのオランダ東印度会社の統治時代から数えるわけですが、原住民の歴史を考えれば、それ以上であることはいうまでもありません。いわば文字に記述された時代が400年だというに過ぎないのです。

その文字化された歴史では、1624年からのオランダ時代、1662年から1683年までの鄭成功ら鄭氏時代、1683年からの清支配時代、1895年から1945年までの日本統治時代、戦後の中華民国時代に分かれます。その400年ほどの台湾の歴史を見ると、中心が台南から台北へと移動していることに気づくはずです。

とりわけ、台南は、京都のような台湾の古都であった点に注意していただきたいものです。オランダ統治時代の城跡である安平古城跡、赤崁楼といった観光名所の古城跡があります。台南から、台北への中心の移動は、米・砂糖といった農産物から、樟脳・鹿革・茶

といった、台湾へ求められるものが変化したからだと考えられています。

17世紀半ばの古い地図をみると、台北には城壁で囲まれた都城がないのに気づきます。実際、台北に城壁で囲まれた都城が出来たのは1884年だといえます。その城壁も日本統治時代に壊され、北門だけが残っています。その北門は台北駅のすぐそばに残こされています。

さて、なぜ台湾は親日なのかという問題にも関係する日本統治についても触れておきます。大日本帝国は、1895年に、日清戦争の戦勝国として、台湾を獲得しました。

それまで清国は、あまり台湾支配に熱心ではなく、とりわけ台湾東部はほとんど開発が進んでいませんでした。原住民の抵抗やマラリヤ等の熱帯の病気もあって野蛮人の住む地として、支配が困難だったのです。他方、日本は、ただちに測量を開始しました。台湾全図は日本が初めて作成したのです。

台湾は、清朝時代には3年に1度は小反乱が、5年に一度は大反乱があったようで、日本も民衆統治や病気の蔓延に手をやき、当初はフランスに売却しようかと帝国議会で議論されるほど、台湾統治は困難であったのです。

その状況を変えたのが、第4代総督児玉源太郎（1898－1906）と民政長官後藤新平時代で、台湾のインフラ整備を進め、マラリヤ等の病気の征圧を行い、ようやく台湾支配が安定しました。以後、台湾は日本向けの製糖業の基地、米などの産地として栄えることになりました。

そうした台湾開拓に努力した日本人として、ダムを作った八田与一（烏山頭ダム、1920－30、下村 宏総督時代）と米の品種改良の磯永吉（蓬莱米）が挙げられます。とりわけ、八田与一は烏山頭ダム建設を主導し、荒蕪地であった嘉南平原を美田に変えた技師で、現在台湾で最も尊敬されている日本人です。

注目すべきは、日本支配以前は台湾民衆の識字率はきわめて低かったのですが、日本による教育行政により、70パーセントを超えるようになります。ただ、台湾人は、いわば二等日本人と位置づけられて、種々の差別があった点は忘れてはいけません。

ところが、1945年の日本の敗戦後、中国共産党による中国統一によって、蒋介石が台湾に100万の部下とともに渡ってきました。外省人による本省人の支配が始まったのです。官僚・軍人・警察官などを外省人が独占し、それらの地位から本省人を排除したのです。中国語が公用語とされたため、日本語しか話せない本省人は疎外されたのです。本省人は、当初は中華民国の支配を歓迎したのですが、外省人は規律がなく、賄賂を平気でとったために、次第に不満が高まってゆきました。

その不満への不当な弾圧が、1947年2月28日の228事件です。外省人によって3万の本省人、とりわけ知識人、指導者たちが正当な裁判を受けることなく殺害された事件です。この蒋介石政権による228事件と呼ばれる白色テロと、以後1987年まで続く戒厳令下の弾圧は、台湾の多数派である本省人の外省人に対する抜きがたい怨念を残すことになりました。蒋介石に対し、悪人のイメージをもっている本省人は多いのです。

228事件のころ「犬が去って、豚が来た」というポスターがよく張られたといえます。犬は日本人を指します。犬の時代は法治国家で、厳しかったが、規律は正しかった。他方、豚、これが外省人ですが、外省人は規律がなく、賄賂政治で、貪欲で治安を守ってくれな

かった、という意味です。

この228事件について、日本ではほとんど知られていません。戒嚴令下で、台湾においても本省人も事件を語ることはタブーであったのです。現在は、台北に228記念館が出来、228事件を追体験することができます。

この事件により、日本の植民地支配が、外省人の支配よりも、はるかに法的であったことが再認識され、日本による支配の「良さ」が認識されることになったといえます。まさに、歴史問題では韓国と異なり、日本統治が台湾の近代化の基礎を築いたと評価される背景といえます。さらに、重要なのは、本省人初の総統である第3代李登輝総統（1990－2000）時代の1997年の教育改革によって、そうした日本の正の役割が教科書に書かれ、教えられるようになったことは重要です。

以上のような点を認識していただければ幸いです。

【連載】

台湾随想 2

台湾語

中澤信幸

皆さんは「台湾語」という言葉があるのをご存じだろうか。

「台湾と言えば中国語でしょ？」というのが、おそらく多くの日本人の認識なんだろうと思う。かく言う私だって、かつては「台湾語って何？」と置いていたぐらいだから。(言語学を専門としているにも関わらず、である。)

ちょっと中国語を勉強してから台湾にやってくると、あきらかに日本で習った中国語(北京語、普通話)とは違う言葉が飛び交っている。「なんか違うなあ・・・」と思ったら、それは台湾語である可能性が高い。「客家(ハッカ)語」の可能性もある。

台湾にはもともとオーストロネシア系の諸民族(こんにち「原住民」と呼ばれる人たちの祖先)が住んでいたが、その後特に17世紀以降、大陸から漢族が移り住んできた。

まずやってきたのが福建省の人たちで、この人たちは中国語の中でも「閩方言」を話す。「閩」は福建の別称。)ちなみに中国語の方言は複雑で、この「閩方言」は北京語とは似ても似つかない発音である。(当然お互いに通じない。)

さらに「閩方言」の中でも「閩北」「閩東」「閩南」などに分かれ、これまたお互いに通じないらしい。台湾にやってきたのは、泉州、漳州などに住んでいた「閩南方言」を話す人たちだ。この「閩南方言」がこんにちの「台湾語」である。「閩南人」「福佬人」とも)たちは西部の平地に住み着き、原住民たちと少しずつ同化していった。

その後少し遅れて、今度は広東省西北部に住んでいた「客家(ハッカ)人」たちがやってきた。この人たちは、歴史的に中国の北部から現在の広東省に移住してきたということで、「客家」と呼ばれている。そして「客家方言」もまた、北京語とは似ても似つかない発音である。

客家人たちは閩南人たちよりも遅れてやってきたので、山麓部に住み着いた。

一方、漢族との同化を避けた原住民たちは、おもに高山に移り住んだ。この人たちが「高山族」(日本統治時代には「高砂族」と呼ばれたゆえんである。この台湾原住民は、現在16族が認定されている。

このようにして、台湾では台湾語・客家語・原住民諸語が併存する状況となった。

1895年の日清戦争の結果、台湾は日本が統治することになった。日本の統治関係者が台湾入りする時に、「清国語」ができる人を通訳として連れて行ったが、まったく通じなかったという、笑い話のような逸話もある。

日本の統治は1945年に終わって、台湾は「中華民国」となった。その後の「国共内戦」により、今度は国民党政権側の人たちがたくさん逃げてきた。それまで台湾に住んでいた

人たちを「本省人」というのに対して、大陸から新たにやってきた人たちを「外省人」という。

この外省人たちは北京語を話す。(ただし大陸の地方出身者は、それぞれの出身地の方言を話していたはずである。)そして中華民国の統治方針として、北京語が「国語」とされ、公的機関や学校教育では台湾語・客家語などの使用が禁止された。

ただし禁止されたのは公の場であり、市井や家庭の中の言葉まで変わることはなかった。台湾語や客家語は、現在まで脈々と生き続けているのである。

歴史的経緯が長くなったが、これが台湾の言語状況である。

学校では長らく台湾語や客家語は禁止されてきたが、ここ20数年は「母語教育」と言って、台湾語・客家語・原住民諸語を見直す方向に転換している。とはいえ学校教育の影響、またテレビの影響は大きく、若い人たちはあまり台湾語を話さない。

「台湾語はこのまま消えてしまうのか?」と、20年前に思ったことがあった。ところが20年経った今でも、市井では台湾語が飛び交っている。これはどういうことなのか?

と思っていたら、「台湾語は演歌みたいなものだよ」と、ある人が教えてくれた。若い時には何となくかっこ悪くて、けっして話さないのだけれども、ある程度の年齢になると台湾語を話したくなるのだという。(その意味で「演歌みたい」と言っている。)

考えてみれば、現在台湾語をよく使っている60~70歳代の人たちも、子どもの頃には学校で北京語を叩き込まれたはずである。ということは、今の若い人たちがあまり台湾語を話さないからといって、このまま台湾語が消えていくことにはならない、ということである。

何となく難しい話になったが、私はこの台湾語が好きだ。

「演歌みたい」とはよく言ったもので、その発音には何となく郷愁を覚える。(日本人である私には、何の関係もないはずなのに。)

台湾語は声調が七つ!もあるなど複雑であるが、北京語と違って「そり舌音」がない。また鼻音といって、鼻から息が抜けるやわらかい発音がある。このあたりが日本人である私にも自然に感じられるのかもしれない。

歌ともなると声調はあまり関係ないので、より自然な感じがする。台湾に来ると台湾語歌謡のCDをよく買うのだが、なぜかどの曲にも郷愁を覚えるのである。

本当に台湾語は「演歌」である。



【活動報告】

2021～2022年

2022年

5月8日(日) 一般社団法人日台政策研究所総会 (ZOOM)

2021年

12月18日(土) 第9回セミナー (新丸の内ビルディング10階)

「宋美齡の生涯～蒋介石夫人としての活動から晩年まで～」

講師：佐谷静玲 (明治大学リバティアカデミー講師)

6月19日(土) 第8回セミナー (ハイブリッド:山形県生涯学習センター遊学館とZOOM)

2021年に急浮上した「台湾」の存在感

海峡有事に日米はどう備えるか

講師：河崎真澄 (産経新聞編集局特別記者兼論説委員)

1月9日(土)

第7回セミナー(オンライン):台湾高速鉄道の建設と運営

台湾高速鉄道の建設と運営

—NHKドラマ「路」で触れられなかった事実—

講師：大谷昌弘 (前台湾高速鐵路股份有限公司資深顧問)

【所員近況】

黒澤康雄「今この世に現れた六道」

今の世界、日本の状況を見ると当方この世に「六道」が出現したとを感じる。仏教でいう六道輪廻の六道である。仏教には、あらゆる生命は6つの世界に生まれ、滅び、生まれ変わりを繰り返すという六道が輪廻していくという捉え方がある。輪廻自体に当方サラサラ関心はない。重きを置いていないが、六道のうちの三つが世界に出現したとを感じる。

コロナ禍が始まった2019年1月から出現したと思う。六道のうちの三つとは、飢えと渇きに苦しみがく餓鬼道、阿修羅が戦いに明け暮れる修羅道、罪を犯し償なわせる地獄道の三つである。確かにこの世に三道が出現している。さらに鳥・獣・虫などが住む畜生道、人間が住む人間道、天人が住む天道の三つがあり全部で六道となる。ここで鳥獣虫や人間や天人について論じてもココロの平穩は取り戻せそうにない。どのようにココロの平穩、さらに冷静さを取り戻せるのかイチバンの心配事である。

三品隆昭

山形市の広報紙が、台南市との友好交流協定締結五周年を記念した記事を、載せました。内容は、五周年の経過と、記念のイベントの紹介記事でした。これは、大事なことだと思います。7月1日に、配布されました。さっそく、台南市台日友好交流協会と、台南市政府観光局と、お知らせを致しました。フェイスブックの台湾情報には、ニュースとして、紹介されました。7月15日頃、台南市観光局から、台湾マンゴーを、送っていただきました。私は、4年前に、松尾剛次先生、中澤信幸先生のお力添えで、台南市での、お香の会を開催させていただきました。感謝の気持ちを込めて、お裾分けをさせていただきました。台南市でお香の会を開催させていただくにあたっては、多くの方のお世話になりました。今でも、感謝で、いっぱいです。

コロナ禍で、この三年間、人的交流が、切れてしまいました。この中断を経て、外国人にとっての、日本文化を学ぶ意義、世界にとっての日本文化の意義、が、わかって来ました。その上で、また、台南市の方方に受け入れていただけるものでしたら、伺いたいです。お香の会の実体験も、レクチャーも、させていただきたいものです。よろしく願いいたします。

王明理

今年は日本と台湾が正式な外交関係を失ってから50年にあたるので、それに関するシンポジウムの司会をしたり、拙文を発表したりしています。

何とんでも日台関係で失った一番大きなものは安倍晋三元首相ではないでしょうか？台湾の重要性と共に台湾人の悲哀を理解して同情を寄せてくれた稀有な政治家を失い残念無念です。台湾人は心から安倍元首相を惜しみ、全島で半旗を掲げ、追悼のメッセージがそこそこに溢れました。「なぜ日本ではやらないのか」と台湾の友人に訊かれ、どう返事をしていいか分かりませんでした。

安倍元首相の瑕疵ばかり取り上げる野党とそれに追随するメディア。いずれ、日本有事になった時に、安倍元首相がなぜ台湾を大事にしていたか、その先見性に気が付くのでしょうか。

岩城裕之「医療現場とことば」

日本の医療現場で、患者が話す方言を若い医療従事者が理解できないという問題を研究しています。そもそもは、方言調査の際、医療場を舞台に方言が通じなかったという笑い話が各地にあり、本当にそうなのか調査したところ本当であった、ということでした。若い世代の共通語化が進み、一方で寿命が延びて伝統的な方言を使う高齢者は増えるという状況が、この問題を生み出しているようです。

台湾での華語と台湾語の関係と、日本の共通語と方言の関係がある面で似て、ある面で違うのですが、ここ数年は主に台湾南部の医療現場での多言語状況と日本のそれを比較しています。似ていて違う状況を比べることで、日本語の方言の社会における位置付けができるのではという思いで研究しています。

皆さんからも情報をいただければ幸いです。

是澤範三

今年2022年7月までに起こった・起こっている出来事をまとめてみました。

- ・ロシアのウクライナ侵攻と長期化（2月24日）
- ・中国上海市のロックダウン（4月5日）
- ・中国による新疆ウイグル自治区のウイグル族など少数民族への人権弾圧報道（5月24日）
- ・スリランカ経済危機（7月5日）
- ・日本、安倍元首相襲撃事件（7月15日）
- ・ミャンマー軍事政権による民主活動家らの死刑執行報道（7月25日）
- ・日本、新型コロナ感染拡大第7波

連日、世界の緊迫した動きが報道されています。この状況下、無関心ではられません。

【事務連絡】会費納入のお願い

一般社団法人日台政策研究所では、活動のための財源として、所員の皆様から年会費を頂戴いたしております。年会費はお一人様10,000円（一般会員）、20,000円（理事）となっております。よろしくお願い申し上げます。

本研究所の情報はfacebook「一般社団法人日台政策研究所」<https://www.facebook.com/IJTP2018/>で発信しています。更新したらメールにてお知らせします。

【編集後記】

一般社団法人日台政策研究所は2023年に5周年を迎えます。現在、そのための記念イベントの準備を進めています。そのため、6号を記念号として発刊するために、今回、4号と5号を合併号としました。御了承ください。5月8日には総会がZOOMで開催され、本研究所の今後の事について話し合われました。また、本会報についても、もっと魅力的なものにするための意見が出されました。時事的なテーマはもとより、それぞれのご専門の立場から情報を発信する場としてご利用ください。（編集委員長 是澤範三）